

第23回「送配電コンプライアンス委員会」議事要旨

1. 日 時

2025 年 10 月 15 日（水）15:00～16:10

2. 委 員

一般送配電事業者（10 社）の代表、一般社団法人送配電網協議会事務局長、
外部より招聘した弁護士および公認会計士（各 1 名）

3. 議事要旨

（1）有識者委員からのご意見を踏まえた業務監査について

<討議目的>

本委員会の第 20～22 回で頂いた意見「残存リスクの低減」「これまでの取組みが形骸化しないようにしていく観点から行為規制に関するコンプライアンスシステムが組織全体として機能しているかを見ていくことの重要性」を踏まえた、各社における取組みの全体像の整理内容や第三線間における取組みとして新たに検討を行った内容について議論。

<討議内容>

- ・ 本委員会はこれまで各事象についての防止策に取り組み、それらをもとに仕組みを構築してきたが、効率的で持続可能な仕組みへ移行すべき時期に来ており、その中では内部監査（第三線）が重要な役割を果たすことを確認した。
- ・ 内部監査は経営の最終防衛ラインであり、その監査品質の向上が不可欠であるが、リソースの限りもあることから行為規制だけでなく、他のコンプライアンス（情報セキュリティ、個人情報保護など）や業務監査テーマとレバレッジをかけながら、効率的に実施することが重要であることを確認した。
また、体系化のためのツールとして、業務監査をテーマ監査（横軸）と組織監査（縦軸）の二軸で整理するようなアシュアランスマップも有効であることの示唆があった。
- ・ 現状の業界大相互チェックは第二線・1.5 線を対象としたベストプラクティス開発・啓蒙であるが、今後は第三線の内部監査の監査品質評価を各社横並びで比較し、経営層に改善を求めることが必要という意見について確認した。
- ・ 業務監査の全体図や内部統制の取り組みについて、着実に進捗していると評価できるとの意見を確認した一方、行為規制の問題発生以降もなお個別の問題が続いているため、個別のアプローチを並行して進める必要があることを

確認した。

- ・ 業界大相互チェックの改善や第三線間の意見交換、外部専門家のアドバイスなどを通じて、引き続き取り組みの水準を維持、向上させていくことが重要であるとともに、個別の問題に対処しつつ、全体の内部統制の仕組みを有効かつ継続的に機能させていくことが本委員会の重要なテーマとなることを共有した。

(2) EUCの管理および共有フォルダ等の管理について

<討議目的>

EUC (End-User Computing) およびその他ツールの管理に関し、本委員会の第21回で頂いた意見「必要性を理解するための具体例が必要」「何をどこまで実施するか」の整理が必要」「EUC と非公開情報の管理の用に供するシステムとの違いが分からない」を踏まえ、各社の EUC・その他ツールの活用事例の収集や管理実態、それらを考慮した行動指針への追記案について議論。また、2025 年 4 月に北海道電力 NW および北海道電力で発覚した共有フォルダ等を介した非公開情報の漏えいの一因となったアクセス権限の設定不備等に対しては、再発防止を図るべく、今回発覚した不備事項や一送各社の共有フォルダ等の管理状況を踏まえた今後の対応策の検討内容について議論。

<討議内容>

- ・ 今後の対策をトップダウンで進めるにあたっては、従業員によく理解してもらうためにもロジックでの説明が不可欠であることを確認した。また、そのロジックにおいては、システムで制限できる問題はシステムで対応することが理想であるが、コスト上昇という問題が発生する。代替措置を講じる場合には、その必要性や有効性を説明することが重要であることを確認した。
- ・ 「EUC には何が該当するか」について例示を行い、認識を共有するとともに、各社の管理実態を踏まえた「一般送配電事業者の行為規制等に関する行動指針」への追記方法を確認した。また、非公開情報の管理の用に供するシステムについて、各社の認識が合っているか改めて確認することとした。
- ・ 共有フォルダの管理における問題の根本原因は、ルールが不明確であり、非公開情報に関するリスクが十分に認識されていなかったことを共有した。そして、原因を踏まえた再発防止策を「一般送配電事業者の行為規制等に関する行動指針」に織り込むことについて確認した。

(3) 行為規制等に係わるリスク評価の今後の進め方について

<討議目的>

最近のリスク事象や社会の受容性の変化を踏まえて 2023 年度より毎年度見直しを行っているリスク評価について、取組み内容やその進め方について議論。

<討議内容>

- ・ リスク評価の全体概要（ステージⅠ；抽出 → ステージⅡ；評価 → ステージⅢ；対策検討 → ステージⅣ；アウトプット）について確認した。
- ・ 次回の本委員会で「重要な残存リスクおよび重要な残存リスクへの対策」（ステージⅡおよびⅢ）を報告予定であること、「一般送配電事業者の行為規制等に関する行動指針および相互チェックリストへの織込み案」（ステージⅣ）については次々回の本委員会で報告予定であることを確認した。

(4) 業界大相互チェックの実施結果と次回の進め方

<討議目的>

意識レベル向上を目的とした法令等遵守プログラムの充実に向け、第一線の監視・検証を行う第二線を対象とする 2025 年度の業界大相互チェック（ピアレビュー）が完了したことから、実施結果について報告するとともに、実施結果から得られた内容を踏まえた今後の相互チェック項目や具体的な実施方法等の現時点での検討状況について議論。

<討議内容>

- ・ 相互チェック実施結果で抽出された良い点・改善点をもとに、「良い取組み」の分類と「リスク評価」を今後進めていくことを確認した。
- ・ 相互チェックの結果を用いて改善点や良い取組みを抽出し、その結果を次年度計画や行動指針等に反映する工程を考慮すると、次年度の全体意見交換は今年度同様 8 月頃に行うことが望ましいことから、次年度の業界大相互チェックについては今年度同様 2～6 月頃に実施することを確認した。

(5) 行動指針を踏まえた各社における再発防止策の実施状況

<討議目的>

業界大の再発防止策として「一般送配電事業者の行為規制等に関する行動指針」を制定して以降、行動指針記載の具体的対策の各社実施状況を確認してきており、今回は 2025 年度の実施状況について議論。

＜討議内容＞

- ・ システム構築と異なり、ルール化は迅速に行える面があるため、速やかな対応が望ましいことを確認した。ただし、ルールについては定期改定を設けており、改定までは社内周知を行い運用を実行していることから、重要な要素である「ルールを運用に落とす」点は実施できていることを確認した。
- ・ 各社とも再発防止対策が進展していることを確認した。ただし、各進捗の整理方法については「システム上の問題」「人間系の問題」「委託先の管理」等、体系的に一覧表の形式とすることで、各社の対応状況の違い等が分かりやすくなるとの意見があったことから、今後検討していくことを確認した。

以 上